

肱川流域生態系ネットワーク推進協議会 規約

(目的・名称)

第1条 肱川流域において、多様な主体の連携と協働による生態系ネットワーク形成の取り組みを通じて、希少な野生生物と地域社会との共存を図り、にぎわいのある地域活性化及び経済振興の実現を図るための取り組みの検討と推進を目的として「肱川流域生態系ネットワーク推進協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会の協議事項は、以下のとおりとする。

- 一 肱川流域における河川及び周辺地域の環境の保全・再生方策に関すること
- 二 肱川流域における生態系ネットワークを活用した経済振興の促進に関すること
- 三 肱川流域における生態系ネットワークを活用した環境教育・市民参加の促進に関すること
- 四 その他、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織等)

第3条 協議会の委員は、別表に掲げる者によって組織する。ただし、必要に応じ委員を追加することができる。

- 2 委員の任期は、委員就任の日からおおむね2年間とする。ただし、再任を妨げない。なお、自治体、行政機関、関係団体等の委員に異動があった場合は後任者が引き継ぐものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置く。会長は協議会構成員のうちから互選によってこれを定める。

- 2 会長は協議会を代表し、協議会の円滑な運営と進行を総括する。
- 3 会長に事故等があった時は、事務局の推薦により職務代行者を定める。

(協議会の招集)

第5条 協議会は、会長が召集する。

- 2 協議会は、委員の1/2以上の出席をもって成立する。なお、やむを得ない理由で委員が協議会に出席できない場合は、代理出席を認める。
- 3 協議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を聞くことができる。

(部会)

第6条 協議会規約の第2条第1項第二、第三号に掲げる事業を具体的に推進するために部会を置く

ことができる。

2 部会の名称や検討事項、構成等、部会の運営上必要な事項については、別途定めるものとする。

(ワーキング)

第7条 協議会規約の第2条第1項第一号に掲げる事業を具体的に推進するためにワーキングを置くことができる。

2 ワーキングの名称や検討事項、構成等、部会の運営上必要な事項については、別途定めるものとする。

(会議の公開)

第8条 協議会は、原則公開とする。

2 会議の開催概要は、会議後、事務局が作成し、大洲河川国道事務所のホームページに公開するものとする。ただし、生物の保護上または個人情報の保護上、支障がある情報の公開については原則、委員限りとする。

(事務局)

第9条 協議会は、事務局を国土交通省 四国地方整備局 大洲河川国道事務所 工務第一課に置く。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、その都度協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、令和 7年 2月 27日から施行する。

別表 肱川流域生態系ネットワーク推進協議会 委員名簿

区分	所属・役職等	氏名(敬称略)
学識者	愛媛大学 名誉教授	鈴木 幸一
	愛媛大学 大学院理工学研究科 教授	三宅 洋
	愛媛大学 社会共創学部 環境デザイン学科 教授	羽鳥 剛史
関係市町	大洲市長	二宮 隆久
	西予市長	管家 一夫
	内子町長	小野植 正久
関係自治体	愛媛県 県民環境部 自然保護課 課長	山内 重宣
	愛媛県 土木部 河川港湾局 水資源・ダム政策監	三宅 祥智
	愛媛県 土木部 河川港湾局 河川課 課長	永木 洋平
	愛媛県 八幡浜支局 地域農業育成室 室長	二宮 泰造
	愛媛県 南予地方局 大洲土木事務所 所長	越智 健二
	愛媛県 南予地方局 西予土木事務所 所長	河本 卓朗
団体等	伊予銀行 大洲支店 支店長	工藤 太張
	日本野鳥の会愛媛 代表	松田 久司
	肱川漁業協同組合 代表理事組合長	橋本 福矩
	肱川上流漁業協同組合 代表理事組合長	兵頭 竜
	大洲市観光協会 会長	藤岡 周二
	一般社団法人 西予市観光物産協会 会長	安藤 芳夫
	一般社団法人 内子町観光協会 代表理事	大西 啓介
	愛媛たいき農業協同組合 代表理事組合長	田淵 博幸
	東宇和農業協同組合 代表理事組合長	石野 満章
	えひめ中央農業協同組合 理事長	福島 幸則
	大洲市森林組合 代表理事組合長	増岡 学
	西予市森林組合 代表理事組合長	兵頭 竜
	内子町森林組合 代表理事組合長	岡田 志朗
関係行政機関	環境省 中国四国地方環境事務所 野生生物課 課長	澤志 泰正
	農林水産省 中国四国農政局 地方参事官（愛媛県担当）	宮本 隆明
	国土交通省 大洲河川国道事務所 所長	江川 昌克
	国土交通省 山鳥坂ダム工事事務所 所長	竹内 宏隆
	国土交通省 肱川ダム統合管理事務所 所長	清水 敦司